

睦沢町立こども園・小中学校感染症対策ガイドライン

～新型コロナウイルス感染症～

【第8次改訂版】

睦沢町教育委員会

令和3年3月31日

目次

～本ガイドラインについて～	1
1 校内体制の整備	2
2 連絡体制の整備	2
3 家庭との連携	2
4 健康観察の徹底	3
5 基本的な感染症対策の徹底	5
6 教育活動上の留意点	9
7 感染者等が発生した場合の対応	10
8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導	16
9 教職員等の感染予防の徹底	17

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、千葉県「新型コロナウイルス感染症学校における感染症対策ガイドライン」等を踏まえ、睦沢町教育委員会として、学校における感染リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。

1 校内体制の整備

(園) 小中学校においては、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策に当たる対策本部を校内に設置、(園) 学校全体で感染対策に取り組む体制を整備する。

(1) 校内の対策本部の役割

平時：感染対策の検討・実施。地域感染状況の把握。

(園児) 児童生徒及び教職員の健康状況確認等。

感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信等。

(2) 校内の対策本部の設置

既存の企画委員会等を利用して設置する。

2 連絡体制の整備

(1) 関係機関への連絡

あらかじめ、保健所、教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有する。

(2) 教職員への連絡

緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確し、教職員間で共有する。

校長は、教職員が感染者となった場合など、休日や夜間等の連絡先が必要になった場合に備え、可能な範囲で把握しておく。

(3) 保護者、児童生徒等への連絡

保護者への連絡体制(メール配信等)による。また、学校のホームページを活用した情報提供方法を検討する。

3 家庭との連携

児童生徒等の感染経路として、「家庭内感染」が最多である現状を踏まえ、家庭から学校に感染を広げないように、各家庭の理解と協力を得る。

(1) 健康観察、登校の判断

□児童生徒等は、毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認を行う。同居の家族にも、毎朝、検温等の健康状態の確認を依頼する。

□児童生徒等は、発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養する。感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、同居の家族に発熱や風邪症状がある場合も、登校を控えるように依頼する。

□以下の場合、PCR検査等の結果がでるまで登校を控えるよう依頼する。

・同居の家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合

・児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合

(2) 休日や学校外の活動

□学校外でも、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

□学校外の私的な活動や交流等に際し、十分な感染対策が講じられているか確認し、行動する。

□感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による感染を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように注意する。

(3) 家庭から学校への連絡

以下の場合、速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

・児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した等）

・同居の家族が、濃厚接触者に指定されPCR検査等を受ける場合

・児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合

4 健康観察の徹底

(1) 家庭における登校前の検温・風邪症状等の確認

□児童生徒等は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。

*毎朝、児童生徒等の健康状態等について、家庭で「健康観察カード」を記入し、登校時に学校へ提出する。

*同居の家族も毎朝検温していただき、体調で変わったことがあれば学校へ伝えていただく。また、地域で感染経路の不明な感染者数が増加している場合で、同居の家族に発熱や風邪症状がある場合は、児童生徒等は登校を控えるよう依頼する。

□以下について、保護者へ周知しておく。

【発熱等がある場合の相談】

・発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か自宅近くにある医療機関で相談する。

(直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること)

・かかりつけ医がいない等、相談先に困った場合は、下記【相談窓口】

に電話で相談する。

・次の〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、すぐに相談する。

〈相談・受診の目安〉

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
（症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）

・小児は小児科医による診察が望ましいとされ、かかりつけ小児科医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」に相談する。

（ただし、検査についてはこれまでどおり医師が個別に判断する。）

【相談窓口】（かかりつけ医がない等、相談先に困った時）

◆発熱相談センター

- ・千葉県発熱相談コールセンター
- ・千葉市・船橋市・柏市の各相談センター

◆市町村役場（千葉市・船橋市・柏市を除く）

◆発熱相談医療機関

※各相談窓口の電話番号等は千葉県ホームページ参照。

（2）学校における登校時の健康状態の確認

毎日、登校時、教職員等は児童生徒の健康観察カードを見て、発熱や風邪症状がないことを確認する。カードを忘れた、家庭で確認できなかった、あるいは、再度確認したい児童生徒等へは、学校が定めた場所で検温し、風邪症状の確認を行う。また、感染者発生時等に備え、健康観察の記録は翌年度まで確実に保管する。

学校で（登校時を含む）児童生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

・児童生徒等の発熱や風邪症状等の体調不良を把握した場合は、そのまま教室等に居続けさせることなく、校内の所定の場所にて担当職員が検温や問診等の体調確認を行う。

- ・帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、症状を考慮した上で、別室で待機させる等配慮する。
- ・発熱や風邪症状等の児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
- ・必要に応じて受診を勧め、その後受診や検査の状況を確認する（受診の際は、【発熱等がある場合の相談】を参考に、事前に必ず医療機関へ電話で相談するよう伝える。（相談・受診の目安）にあてはまる場合はすぐに相談するよう伝える。

5 基本的な感染症対策の徹底

学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整えるとともに、教育活動全般を通じ、適切な消毒や清掃により、環境衛生を良好に保つよう努める。

対策の主なポイント

- ◆ウイルスを含む飛沫が、目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ。
- ◆ウイルスが付着した手で、目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ。

〈対策別〉

・石けんによる手洗い

- 登校直後、トイレ使用后、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食前後、戸外での活動前後等こまめに行う。
 - *特別教室等への移動、廊下等を歩く場合は、できるだけ壁や手すり等を触らないよう注意喚起する。
 - *手洗いを行う前に、目や顔を触らないように注意喚起する。
 - *手洗いの場の数が不十分な場合もあることから、授業前後等は手洗い時間に配慮する。
- 手洗い場には、石けん等を配置し、児童生徒等が手洗いできる環境を整備する。
- 手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。

・咳エチケット

□マスクの着用

・無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、学校教育活動においては、通常マスクを着用する。特に、近距離での会話や発声が必要な場面では、適切に換気を実施した上で、マスクの着用を徹底する。

マスクを着用する必要がない場合

- ◆十分な身体的距離が確保できる場合。
- ◆気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日（熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合）。熱中症への対応を優先する。
- ◆体育の授業及び運動部活動。ただし、身体的距離を十分確保できないなどの場合は、児童生徒等の様子を踏まえ、マスクの着用について臨機応変に対応する。

※登下校時については、〈場面別〉登下校 P 8 参照。

・マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。特に基礎疾患を有するためマスクの着用が困難である等の場合は、主治医や学校医とも相談の上、適切に対応する。

・マスクの着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給する等、脱水や熱中症に注意する。

・マスクは原則家庭で準備することとするが、マスクを忘れた児童生徒に対応できるよう、学校は可能な限り、予備用のマスクを準備しておく。

・学校施設や用具等の消毒

多くの児童生徒の触れる場所（教室やトイレのドアノブ、手すり、スイッチ他）や共用の教材・教具・情報機器などを、1日1回以上、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）で適切に消毒する。

□教室の机等は、ウイルスキラーを噴霧した後、ペーパータオル等で拭き取る。

□ドアノブ等は、次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒を行う。

□手順は、次亜塩素酸ナトリウム消毒液で浸すようにペーパータオルで拭いた後、水拭きをする。次亜塩素酸ナトリウム消毒液の取扱については、室内の換気等に十分注意する。

□次亜塩素酸ナトリウム消毒液やアルコールによる消毒は、児童生徒に行わせない。ただし、手指消毒用のアルコールは、この限りではない。

- また、希釈した消毒液の誤飲等がないように、容器に消毒液であることを明記し、児童生徒等の手が届かない場所に置く。
- 消毒作業は毎日のことであり、一部の教職員にのみ負担がかからないよう、教職員が分担して実施する。
- 使用した清掃用具（ほうきやちりとり）など、持ち手部分の消毒をする。

・換気

- 可能な限り、常時2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。（冷暖房使用時であっても換気は必要）。
- 換気に伴う寒さ等に対しては衣服で調節することとし、児童生徒等及び教職員に十分周知しておく。
- 窓のない部屋では、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- バス等を利用する場合は、児童生徒等の状況に配慮しつつ、定期的な窓開け等による換気を行う。
- 冬場は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなるため、徹底して換気に取り組む。
- 換気に伴い、夏場等は必要に応じ、可能な範囲で蚊対策等を行う。

・児童生徒等同士、教職員－児童生徒等の身体的距離の確保

換気や咳エチケットを行った上で、

- 児童生徒等の間隔を、1メートルを目安に、学級内で最大限の間隔をとるよう座席の配置をする。
- 対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい（授業・給食等）。
- 座席等を使用しない場合であっても、身体的距離を、1メートルを目安に確保して対応することが望ましい。
- スクールバスについては、通路側の席を空けて乗車する等して、児童同士等の身体的距離の確保に努める。

・その他

- トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合はフタを閉めて水を流す。
- トイレ清掃については、十分な換気やマスク等の感染症対策を講じた上で実施する。児童生徒が行う場合は、教職員の指導のもとに実施する。清掃にあたっては、消毒を兼ねて、新型コロナウイルスに対し効果が確認された界面活性剤を含む家庭用洗剤を用いるとよい。清掃後は石けんによる手洗いを十分に行う。

- 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。

〈場面別〉

・登下校

- 登下校時には、マスクを着用し、会話を控えるなど飛沫感染の防止について指導する。保護者による、車での送迎も可能とする。
- 登下校時間帯に校門や昇降口（玄関前）での密集が起こらないよう工夫する。
- 下校途中、3つの密を避けて速やかに自宅等に帰り、立ち話や寄り道等をしないよう指導する。帰宅後、石けんによる手洗いと洗顔を行うよう指導する。
- スクールバスを利用する児童等にあつては、乗車時に手指消毒を行う。乗車中は会話を控える。保護者による車での送迎も可能とする。
- 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中で、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう、積極的に声をかける等の指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについての指導も行うこと。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、特に配慮し、積極的に声かけを行うこと。

*暑さ指数（WBGT）とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた指数で、熱中症の発生と関連している。

環境省ウェブサイト<https://www.wbgt.env.go.jp> で検索。

・各教科活動等

- 教室等は、可能な限り、常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う（冷暖房使用時であっても換気は必要）。
- 児童生徒等及び教職員は飛沫飛散防止のため、マスクを着用し、児童生徒等と可能な限り身体的距離を、1メートルを目安に確保する。
- マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給をする等、脱水や熱中症に注意する。
- 体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用の必要はないが、感染リスクを避けるため、身体的距離を十分に確保できない場合は、児童生徒等の様子を把握し、臨機応変に対応して指導にあたる。
- 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
- 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で、手洗いを徹底する。

- 特別支援学級における自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

・給食及び昼食

- 給食の配膳を行う児童生徒等及び教職員は、手洗いを徹底し、マスクを着用し、ビニール手袋を使用する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を、点検表を用い毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。
- 配膳用の割烹着や帽子は、清潔に保つ。
- 給食当番だけでなく、全ての児童生徒等が、食事前の手洗いを徹底する。
- 食べる際は、飛沫飛散防止のため、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の対応をとる。
- 中学校のランチルームは、時間差を設けたり、場所を分散したりするなどの工夫で利用できるが、給食時の利用には供しない。

・休憩時間

- 教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。
- 特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用后、手洗いを徹底する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が発生しやすい場面であり、休み時間中の行動について、必要に応じてルールを設定する等、指導の工夫をする。

6 教育活動上の留意点

(1) 部活動

感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、当面、慎重に検討判断する。

(2) クラブ活動・児童会・生徒会活動

活動日や運営方法等について検討し実施する。

(3) 学校行事

ア 運動会、遠足、校外学習等の行事や校外での活動（宿泊を伴うもの）は、時期や運営方法等について検討し実施する。

イ 健康診断は、学校医、学校歯科医、関係機関等と実施時期や実施方法等について十分協議した上で、実施する。

(4) 保護者会、コミュニティ・スクール等

開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。その際、参加者には、感染予防策（検温、記名、マスクの着用等）に理解と協力を依頼する。

主催者は、換気及び身体的距離の確保などの感染予防対策を講じなければならない。

ただし、会議等の開催には、事前に実施の可否を十分に検討することを求める。

(5) 園・放課後児童クラブの利用の判断

本町においては、これまで、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日付け厚生労働省通知）」にそった保育料、給食費の徴収について定めてきたが、緊急事態宣言が解除されたことにより、令和2年6月1日より、これまでの利用通りの判断とする。ただし、保護者等から感染への心配などにより、園・放課後児童クラブの利用を控えたい旨の相談等があった場合は、園長等は、保護者等と相談し、休園、退園等の処置判断ができるものとする。

7 感染者等が発生した場合の対応

学校は、児童生徒等又は教職員、及び同居の家族等が、感染者又は濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該児童生徒、教職員の居住地域を所管する保健所に、感染者又は濃厚接触者（必要に応じて）に対する今後の対応を確認する。

以下のチェック項目を参考に、対策本部を中心に教職員で分担して対応にあたる。

(1) 感染者が発生した場合の対応

ア 初動対応

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 感染者の発生を把握後、管理職は速やかに教育委員会に電話報告する。

併せて専用様式にてメール報告する。

睦沢小・睦沢中 → 町教育委員会 → 東上総教育事務所

睦沢こども園 → 町教育委員会 → 町総務課

- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- 保健所との窓口は、原則、管理職とし、保健所へ連絡する。
- 保健所の指導の下、対策本部は教育委員会と連携して、今後の対応を検討する。

教育委員会は、感染者が発生した場合、原則として、保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、まずは学年全体について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行う。

〔休業1〕 感染者発生～保健所による濃厚接触者の特定まで

感染者発生から濃厚接触者の特定まで、まずは学年全体を臨時休業とする。ただし、感染が広がる恐れの有無により、休校や学級閉鎖等とすることもある。

〔休業2〕 濃厚接触者特定～濃厚接触者の陰性がすべて確認されるまで
濃厚接触者特定後は保健所の見解をもとに、学級閉鎖や濃厚接触者のみの出席停止措置等、状況に応じた対応をする。

- 感染者本人に関わる情報を速やかに収集する。
- 保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動履歴等を時系列で速やかに整理する。
 - 児童生徒等の場合：健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、通学手段直近2週間の学校のスケジュール、出席状況等
 - 教職員の場合：健康状態（発症日、症状等）、教科、クラス、部活動、分掌、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、校外活動状況等
- 保健所への速やかな情報提供により、保健所を行う「濃厚接触者の特定」に協力する。保健所の指導の下、感染者本人の行動履歴に基づき、児童生徒等及び教職員の接触者のリスト等を速やかに作成し、直ちに保健所へ情報提供を行う。

〈提供資料〉

関係者名簿（クラス別、授業別、部活動別、教職員、マスクを外して接触した者※）、健康観察記録（児童生徒等及び教職員）、校内の感染対策状況（マスクの着用状況、昼食時の様子、消毒、手洗い等の状況）、座席表、時間割表、校舎配置図、学校行事にかかる資料、スクールバス乗車名簿 等

※食事を共にした、体育や部活動を共にした等

- 感染者は保健所の指示に従う。保健所が指示する期間、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。教職員の服務は、P15参照。

- 感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援を行う。
- 他の児童生徒等及び教職員の健康状態を改めて確認するとともに、欠席者等の受診・PCR検査等の状況を把握する。
- 学校医等へ感染者の発生を報告する。
- 臨時休業を行う場合等は、保護者宛て連絡内容を検討し、緊急メール等を利用して、児童生徒等の自宅待機等について連絡する。
- 臨時休業に入る前に、各学年主任等は、臨時休業中の健康観察や学習課題について、児童生徒等に連絡する。
- 必要な場合は、放課後児童クラブや放課後デイサービスへ連絡する。
- 教職員の勤務体制を整備する。（教職員に濃厚接触者がいる場合を想定する。）
- 報道対応の窓口を決定し、教育委員会と連携し情報を収集・整理する。

イ その他

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 感染拡大防止の必要上、感染者が明らかになることもあるが、その場合においても、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- 続報（濃厚接触者の特定状況・検査結果、臨時休業の実施有無等。）を電話報告する。
睦沢こども園・睦沢小・睦沢中 → 町教育委員会 → 町総務課
- 濃厚接触者等への適切な対応を実施する。
- 保健所から、濃厚接触者とされた者は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- 保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は消毒用エタノールを使用し、感染者本人の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。（必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はない。）
- 物の表面でのウイルス生存期間（およそ24～72時間）を考慮し、消毒ができていない場所や物は、立ち入りや使用を禁止するなどの処置も考えられる。

(2) 濃厚接触者が発生した場合

学校には、通常、本人(や保護者)から濃厚接触者に特定された旨の連絡がされる。

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 濃厚接触者の発生を把握後、管理職は速やかに教育委員会に電話報告する。併せて専用様式にてメール報告する。
睦沢こども園・睦沢小・睦沢中 → 町教育委員会 → 町総務課
- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- 保健所との窓口は原則、管理職とし、必要に応じて保健所へ連絡する。
- 対策本部は、その後、濃厚接触者本人の「感染」が判明した場合に、直ちに保健所へ情報提供し、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、本人の行動履歴に基づき、資料を準備しておく。

〈提供資料〉

関係者名簿（クラス別、授業別、部活動別、教職員、マスクを外して接触した者※）、健康観察記録（児童生徒等及び教職員）、校内の感染対策状況（マスクの着用状況、昼食時の様子、消毒、手洗い等の状況）、座席表、時間割表、校舎配置図、学校行事にかかる資料、スクールバス乗車名簿 等

※食事を共にした、体育や部活動を共にした等

- 濃厚接触者は保健所の指示に従う。保健所が自宅待機などを求めた期間、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。教職員の服務には、P15参照。
- 濃厚接触者が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- 必要に応じて、保健所の指導の下、他の児童生徒等の健康観察を行う。
- 必要に応じて、プライバシーに配慮し、関係する保護者等に連絡する。
- 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされるが、必要に応じて、保健所等の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は消毒用エタノールを使用し、濃厚接触者本人の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。
- 濃厚接触者のPCR検査等の結果が判明した場合
陽性：(1) 感染者が発生した場合の対応へ移行
陰性：電話報告

睦沢こども園・睦沢小・睦沢中 → 町教育委員会 → 町総務課

(3) 感染が疑われる者が発生した場合の対応

※医師や保健所の指示等により、新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査等を受ける者。

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 感染が疑われる者の発生を把握後、対策本部を招集し、必要に応じて全教職員への連絡を行う。管理職は教育委員会に電話報告する。
- 対策本部は、その後、感染が疑われる者本人の「感染」が判明した場合に、直ちに保健所へ情報提供し、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、本人の行動履歴に基づき、資料を準備しておく。

〈提供資料〉

関係者名簿（クラス別、授業別、部活動別、教職員、マスクを外して接触した者※）、健康観察記録（児童生徒等及び教職員）、校内の感染対策状況（マスクの着用状況、昼食時の様子、消毒、手洗い等の状況）、座席表、時間割表、校舎配置図、学校行事にかかる資料、スクールバス乗車名簿 等

※食事を共にした、体育や部活動を共にした等

- PCR検査等の結果が判明するまでの間の登校については、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とすることが可能。教職員の勤務は、P15参照。
- PCR検査等の結果が陽性だった場合は、速やかに(1) 感染者が発生した場合の対応へ移行する。
- PCR検査等の結果、感染が確認されなかった場合の登校・出勤の可否については、医師・保健所等の指示に従う。
- 感染が疑われる者が、差別、偏見、いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

(4) 出席停止等の取扱い

児童生徒等の出席停止等の取扱い及び教職員の場合の服務については、以下のとおりとする。

状況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
1	感染が判明した場合	治癒するまで（保健所が指示する期間）、「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。	療養休暇（臨時的任用職員・会計年度任用職員は特別休暇）
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間が基本）「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。	職務に専念する義務の免除
3	発熱や風邪症状が見られ自宅で休養する場合	「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。	特別休暇
4	児童生徒等に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	特別休暇（当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る）
5	同居する家族が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合	PCR検査等の結果が判明するまで「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	特別休暇
6	児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	PCR検査等の結果が判明するまで「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	特別休暇

7	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでない判断された場合	「 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日 」とする。	教職員本人に症状有：特別休暇（診断書等あれば療養休暇）
8	海外から帰国・再入国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。（その後、健康状態に問題がなければ登校可）	検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む）の対象となった場合：特別休暇
9	児童生徒等に症状はないが保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談された場合	例えば、生活圏において感染経路不明の患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が必要と認める場合 →「 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日 」とする。	

（参考）校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかる恐れのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より】

8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身につけ、自らの感染リスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

＊『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/08060506_00001.htm

〈指導資料・指導内容の例〉

- ・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- ・手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- ・飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手で押さえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。
- ・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
- ・3つの密「密閉」「密集」「密接」をしないようにすること。
- ・SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- ・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
- ・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

9 教職員の感染予防の徹底

多数の児童生徒と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等、一層の感染対策を行う。

- 教職員の感染経路の多くが「不明」である現状を踏まえ、教職員が学校で感染を広げることがないように、職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。
- 毎日、出勤前に必ず風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職へ報告する。
- 発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で相談する（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること）。かかりつけ医がない等、相談先に困った場合はP4【相談窓口】に電話で相談する。

P 4 〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、すぐに相談すること。

- 出勤時、管理職は、教職員に発熱や風邪症状のないことを確認する。
また、感染者発生時に備え、健康状態の記録を学校で保管する。
- 石けんを使用した手洗いの徹底を図る。（出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）
- 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で児童生徒等と接する際は可能な限り、身体的距離（1メートルを目安）の確保に努める。
- 職員室、準備室、事務室等の換気（特に冬場は留意）、教職員の座席等の距離確保、共用のものや施設等の消毒を徹底する。
- 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできるだけ避け、マスク着用及び換気の徹底に留意する。
- 教職員同士で、昼食等、飲食する場合においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離がとれない場合は会話を控える、食事後等に歓談する際は、必ずマスクを着用する。
- 感染、濃厚接触者への特定、体調不良等により急遽出勤ができなくなる場合を想定して、日頃から教職員間で業務内容や学級の状況等を情報共有しておく等、休みを取りやすい環境を整える。
- 校長は、妊娠中の女性教職員に対して、以下のホームページを参考にして、配慮する。

厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」

- 教職員等と同居の家族も、「3つの条件が同時に重なる場」を避けることや、毎日の検温に協力していただき、体調で変わったことがあれば学校へ伝えていただくことを推奨する。
- 外部からの来校者に対しては、来校者名簿に、来校目的、氏名、緊急連絡先に加え、検温結果の記入をお願いするとともに、発熱や風邪症状が見られる場合には、校内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。また、校内では、マスク着用、手洗いや手指消毒等、感染症対策の徹底を依頼する。